

常任福祉文教委員会要点記録

○開会日時 令和6年12月6日（金）午前10時

○場 所 伊東市役所第2委員会室

○委 員 6名

1 番 宮 崎 雅 薫 君	2 番 河 島 紀美恵 君
3 番 大 川 勝 弘 君	4 番 篠 原 峰 子 君
5 番 杉 本 憲 也 君	6 番 重 岡 秀 子 君

○出席議員 10名

議 長 中 島 弘 道 君	副議長 青 木 敬 博 君
議 員 犬 飼 このり 君	議 員 田久保 眞 紀 君
〃 虫 明 弘 雄 君	〃 村 上 祥 平 君
〃 四 宮 和 彦 君	〃 鈴 木 絢 子 君
〃 長 沢 正 君	〃 竹 本 力 哉 君

○説明のため出席した者 12名

副 市 長 岸 弘 美 君	
健 康 福 祉 部 長 松 下 義 己 君	
健康福祉部社会福祉課長 石 川 秀 大 君	
同 高 齢 者 福 祉 課 長 齋 藤 修 君	
同 子 育 て 支 援 課 長 石 井 弘 樹 君	
同 健 康 推 進 課 長 大 川 貴 生 君	
教 育 長 高 橋 雄 幸 君	
教育委員会事務局教育部長 浜 野 義 則 君	
教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長 杉 山 宏 生 君	
同 教 育 指 導 課 長 森 田 ま り 君	
同 幼 児 教 育 課 長 鈴 木 慎 一 君	
同 生 涯 学 習 課 長 山 下 匡 弘 君	

○出席議会事務局職員 4名

局 長 富 岡 勝	局長補佐 里 見 和 彦
係 長 福 王 雅 士	主 事 高 橋 綾

○会議に付した事件

1 市議第37号 令和6年度伊東市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

○会議の経過概要

○委員長（篠原峰子君）開会する。

○委員長（篠原峰子君）暫時休憩する。

午前10時 休憩

午前10時 再開

○委員長（篠原峰子君）休憩前に引き続き、会議を開く。

この際、お諮りする。〇〇〇〇氏から傍聴の申出があるので、これを許可したいと思う。これに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（篠原峰子君）異議なしと認め、さよう決定した。

傍聴者の入室を許可する。

暫時休憩する。

午前10時 休憩

午前10時 再開

○委員長（篠原峰子君）休憩前に引き続き、会議を開く。

○委員長（篠原峰子君）この際、お諮りする。付託議案の説明は既に本会議において終了しているので、委員会における説明は省略したいと思う。これに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（篠原峰子君）異議なしと認め、さよう決定した。

○委員長（篠原峰子君）日程第1、市議第37号 令和6年度伊東市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とする。

直ちに質疑に入る。質疑は全般について行う。発言を許す。

○6番（重岡秀子君）補正予算全体に関わるので、ここで少し聞きたい。人件費の整理がいろいろなところへ出てくるが、この人件費は、今の時期だと本年度、年明けからのことも見通してのことだと思う。中には例えば、専決というところとあれであるが、途中で急に休職になった方な

ど、いつからいつが対象というとおかしいが、その辺のことについて、この時期の人件費の整理とはどういうものであるのか。

- 高齡者福祉課長（齋藤 修君）介護保険事業特別会計での人件費の整理について説明する。まず、一般管理費の人件費については、職員が60歳に到達したことによって給与の支給額が変更になったことについての調整、また、職員の異動に基づく調整である。

次に、包括的支援事業費の人件費では、職員が育休を取得したことによる調整である。

- 6番（重岡秀子君）そうすると、補正予算は今後というより、年度途中でやったことも精算するというような考えでよいのか。
- 高齡者福祉課長（齋藤 修君）ご指摘のとおり、基本的には令和6年度の予算編成時には確定していなかった人事異動や育休取得などについて整理したものである。
- 6番（重岡秀子君）了解した。

議案もあまり多くないので少し基本的なことを聞きたい。5ページの歳入、国庫支出金があり、介護給付費負担金がある。これは何となく介護給付の中で国が出す部分であると思うが、国庫支出金の中で国庫補助金とはどういう意味合いがあるのか、給付金と分けて、財源の考え方があると思う。その辺を少し説明してほしい。

- 高齡者福祉課長（齋藤 修君）介護給付費負担金のほうは、本市の予算でいう保険給付費、要は介護サービス費に当たるもので、これは国が法定の負担割合で負担するものである。

介護給付調整交付金は、国庫補助金に当たるもので、介護保険事業特別会計の各自治体の調整を図るものとして国がおおむね5%を基準として出している。これも介護給付費、本市でいう保険給付費に基づくものである。

総合事業調整交付金については、第1目の介護給付調整交付金と同じで、総合事業に係る各自治体間の介護保険事業特別会計の負担を調整するもので、これも基本的には5%を基準として出てくる。

第3目、第4目の地域支援事業交付金については、いわゆる地域支援事業、介護予防とか包括的支援事業を行っているところについて、これも法定の交付の割合に基づいて支出されている。

- 6番（重岡秀子君）続けて、5ページの支払基金交付金は、40歳から64歳のまだ高齢者になっていない方たちが払ったものから幾らか割合で交付されるものだと思うが、そういうことでよいのか。また、この補正予算を見ると、支払基金交付金が入って、ほぼ当初予算になっているということで、この12月補正でほぼ見通し、3月は微調整ぐらいの感じでこのような交付金が入ってくると考えてよいのか。その辺の時期的なことも聞きたい。

- 高齡者福祉課長（齋藤 修君）今回の支払基金交付金の補正は、国庫負担金のほか、県負担金

も同様であるが、今回は保険給付費を主に補正しているので、それに基づき、その増えた部分について補正をかけた。基本的には、もうある程度これが入ってくる見込みになるかと思うが、最終的には決算額に基づいて交付されるので、これはあくまで現段階の見込額となる。

○6番（重岡秀子君）9ページの基金繰入金について、これは保険給付支払準備基金繰入金とのことで、これは当初予算より増えている。これは支出と絡むと思うが、この辺の基金繰入金が増えた原因だけ教えてほしい。

○高齢者福祉課長（齋藤 修君）基本的には委員ご指摘のとおりで、今回保険給付費の増額補正をかけている。もともと当初予算から、基金は取り崩してそこに充てる予定であったものが、今回増額補正で保険給付費などが増えた分についても、法定割合に基づいて、不足する部分について基金を繰り入れるものである。

○6番（重岡秀子君）15ページ歳出で、介護事業も高齢化の中で支出がいろいろ大変であると思うが、保険給付支払準備基金積立金というものが、介護保険料を押さえるものとして結構重要ではないかと思う。これは5,021万9,000円ということで、この辺の積立事業について、まだ3月補正があると思うが、この額についての評価というか、もう少し積めるのか、本年度の見通しだとこの程度なのか、その辺のことはどうか。

○高齢者福祉課長（齋藤 修君）保険給付支払準備基金積立金の額については、基本的には決算の結果、前年度繰越金が確定したので、それを積み立てるものとなっている。そういう性格である以上、今年度これ以上の積立ではないと考えている。

○6番（重岡秀子君）了解した。少し聞く順番を間違えたが、9ページの歳入で、前年度繰越金が1億4,687万7,000円ある。今の基金積立金と絡むと思うが、令和5年度の決算を見ると、前年度繰越金が令和5年度も減っていたような説明があった。この繰越金について、前年度との比較などはいかがであるのか。

○高齢者福祉課長（齋藤 修君）この繰越金については、純粹に繰り越される部分もあるが、その年に、先ほど話が出た国県負担金などの超過で頂いたものもある。要は、国県負担金は見込みで出るもので、それに対して最終的な決算では、頂き過ぎの部分も繰り越される。その年の国県負担金の見込みなどによっても増減する。そのようなところで年度によって差が出てくるところもある。

○6番（重岡秀子君）最後に、16ページ歳出に、今の話と少し絡むと思うが、償還金が今回の補正の中で結構大きな金額を占めていた。国庫支出金返還金ということで、多分これはこの時期にいつもやられていることであろうと思う。これは今の説明との関係と考えてよいのか。

○高齢者福祉課長（齋藤 修君）委員指摘のとおり、令和5年度の決算が確定したことに基づき、国県負担金は見込みで頂いているので、最終的に本来もらうべき額が確定したため、この返還

額が確定したものである。

○6番（重岡秀子君）了解した。仕組みは分かったが、この辺の返還金で、本市の介護事業全体から見て、見込みより国が多くくれるが、余ったから返すということであるが、全体的にいつもどおりであるのか、何かいろいろな変化があって、本市の介護事業の特徴というか、こういうところが増えているからとか、この返還金に関して何かそういうものはあるか。

○高齢者福祉課長（齋藤 修君）本市の特徴というより、特に国庫負担金の算定のルールとして、基本的に国庫負担金は、その前3年間の給付費の本市での伸び率の中で、一番高いところを見て算定されるため、高い伸び率を使った概算となっている。よほど令和5年度の伸びがそれを上回らない限りは、システム上、返還になってしまうものである。

○5番（杉本憲也君）事項別明細書12ページで、各種サービス給付費負担金が増額補正されている。今年度、恐らく介護報酬の引上げで、たしか1.59%引上げとなった。そのことと今回のサービス給付費負担金の増額補正との関連性を伺いたい。

また、今年度からスタートして、まだ半年しかたっていないが、第9期介護保険事業計画に鑑みた中で、例えば要介護認定者数や重症度、認知症の状況など、介護サービスの利用状況が計画と対比してどのような状況かを伺いたい。

○高齢者福祉課長（齋藤 修君）このたびの保険給付費の増額補正には、大きく2つの要因がある。1つは、委員指摘の介護報酬の1.59%プラス改定によるもので、これについては令和6年度の予算編成時には改定率が示されていなかったもので、改定後の給付費の推移に鑑み、今回の補正で対応するものとした。

もう一つの要因としては、団塊の世代の高齢化などを要因とすると思われる要介護者の増、特に要介護2から4までの中重度の方に増加傾向が見られる。それによってサービス利用者、利用量はともに増加していることによるもので、給付費の推移に鑑み、この影響が年度末までにおおむね前年比プラス1.7%程度になるものと見込んだ。

次に、介護保険事業計画に鑑みた中での介護サービス利用状況などについては、まず要介護・要支援認定者数について、計画では令和6年7月末時点で5,158人と推計している。これに対して実績値は5,044人となっており、推計から114人少ないものとなった。しかしながら、この中で見ると、要支援から要介護1までの軽度者は推計より減少しているが、先ほども述べたとおり、要介護2から4までの中重度者はやや増加傾向にあり、これは介護予防事業が一定の効果を上げていることで軽度者が減っているということとともに、高齢化の進展に伴い軽度から中重度への移行も進んできていると思われる。このことから、引き続き保険事業と介護予防を一体的に進めるなどの重度化の防止と、重度化につれて増大する医療と介護の複合ニーズに対応するための、医療と介護分野の連携体制の強化を進めていくことが重要と

考えている。

また、認知症の状況については、要介護認定者の中で一定の認知症状を持つと診断されている方は、おおむね2, 800人弱で、ここ4年ほどは顕著な増加を示していない。ただ、団塊の世代の高齢化などに伴うこの辺りの影響は、もう少し遅れて出てくる可能性もあるので、こちらでも引き続き、認知症の予防や改善に資する事業にも力を入れていきたい。

○5番（杉本憲也君）値上がりしている中でも利用量が増えているので、その利用控えについての懸念は、本市としてはクリアできていると考えてよいか。

○高齢者福祉課長（齋藤 修君）コロナ禍で、金額というよりは感染症の不安で利用控えがあったところであるが、今回の補正の積算をするに当たって、例えば保険給付費の中で居宅介護サービス給付費の状況を見ると、この中でおおむね半分を占める訪問サービス、通所サービスなどのいわゆる一番基本的なサービスが、コロナ禍や感染症の影響下にあった頃に比べてかなりの増加を示してきているので、利用控えの傾向はなくなってきているものと思う。

もう一つ、今回の補正でもあった施設介護サービス給付費の増額要因が、先ほど述べた要因に加えて、いわゆる介護老人保健施設について、やはり在宅復帰機能を持った施設のため、コロナ禍でどうしても感染症の影響で、やや稼働率が下がっていたが、それについても以前の稼働率に戻ってきている。そういう点では、最終的に結論づけると、報酬改定もあったが、利用控え等にはつながっていないものと考えている。

○5番（杉本憲也君）利用控えはないとのことであるが、1割負担とはいえども、やはりこの部分の負担が増えることでということもあるし、認知症が進んでいる方も結構いる中では、適切な介護サービス、医療との連携が重要である。ぜひとも現場とタッグを組んでいただき、誰一人取り残さないような形で適切な介護サービスを要望する。

予算の組み方で1つ伺いたい。先ほど重岡委員も指摘された、16ページで保険給付支払準備基金積立金が5, 021万9, 000円積んでいる一方で、9ページ、10ページで、保険給付支払準備基金繰入金でさらに1, 920万9, 000円を入れている。なぜそうしなければいけなかったのか。切り崩して、また積み立ててみたいなこと、正直少し煩雑だと感じた。歳入で基金繰入金を入れずに処理するやり方をしなかった理由は何があるか。

○高齢者福祉課長（齋藤 修君）積立金のほうは、やはり主に先ほども述べた前年度繰越金を要因とする余剰分、いわゆる純粋な繰越分をまず積み立てる。これをいきなり取り崩すわけにはいけないので、まず積み立てなければならない。その上で保険給付支払準備基金繰入金のほうは、今回、増額補正した分を、最初に積み立てるものを積み立てた上で、そこから繰り入れなければならない。そこを相殺する形にはできないものと考えている。

○5番（杉本憲也君）そのように見える化した形にしたと理解する。では、最初の保険給付支払

準備基金積立金は、9 ページの前年度繰越金のうちの一部である5, 021万9, 000円全
てが、この繰越金で構成されていると考えてよい。

○**高齢者福祉課長**（齋藤 修君）大部分が前年度繰越金となる。ちなみに、前年度繰越金の中
も、正確に言えば、先ほど述べたような国県負担金のもらい過ぎの部分は返さなければならな
いので、それは積み立てるわけにはいかないもので、そういうものは引かれている。さらに、ほ
かにもこの積立金の内訳としては、支払基金交付金についても、前年度の精算分があるので、
これも積立金に回っている。本当に細かいところでいうと、今回の包括的支援事業で減額補正
をかけているところがあるので、その分についても積立額は増えている。内訳としてそのよう
な形になっている。

○**委員長**（篠原峰子君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（篠原峰子君）質疑なしと認める。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（篠原峰子君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第37号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手
を求める。

〔賛成者挙手〕

○**委員長**（篠原峰子君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○**委員長**（篠原峰子君）以上をもって日程全部を終了した。

委員会審査報告の案文については正副委員長に一任願う。

○**委員長**（篠原峰子君）これにて常任福祉文教委員会を閉会する。

○**閉会日時** 令和6年12月6日（金）午前10時25分（会議時間25分）

以上の記録を認める。

令和6年12月6日

委員長 篠原峰子